一番町通り自転車マナーアップ宣言

Ichibancho Street
Bicycle Manner Up Declaration

この『一番町通り自転車マナーアップ宣言』は、
松山市の中心部である一番町通り周辺を
安全に走行するために作られました。

自転車を利用する際は、この宣言を心掛け、
ルールはもとより、歩行者に配慮した通行など、
法律には規定されていないマナーの向上に努めていただき、
安全で快適な環境づくりを推進し、
愛媛県全体を自転車マナー先進県にしていきましょう。

その他の地域においても、
自分たちが住む街の道路を安全に安心して利用できるよう、
ルールやマナーについて考えましょう。

［お問い合わせ］
愛媛県自転車新文化推進協会（事務局：愛媛県自転車新文化推進課）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL:089-912-2234　FAX:089-912-2256

GOOD MANNERS
愛顔（えがお）をつなぐ、マナーを守る。
えひめ自転車 グッドマナー宣言

一番町自転車 マナーアップ作戦会議

7ヶ条の宣言はこうして作られました

一番町通りは、通勤・通学・買い物などで多くの車や自転車、歩行者が行き交う、松山市の中心地。そんな一番町通りを自転車マナーのモデルエリアとするため、「一番町自転車マナーアップ作戦会議」を2018年10月～11月に開催。愛媛県警による自転車の交通安全講話や条例を踏まえたうえで、グループワーク、フィールドワークを通じて、一番町通りの危険な箇所と対応策を検証し、「7ヶ条宣言」にまとめました。

コーディネーター	講師
愛媛大学社会連携推進機構 教授 前田 眞 氏	プロサイクリスト 門田 基志 氏

講座の流れ

講話		グループワーク		フィールドワーク
愛媛県警による交通安全講話や条例の紹介	▶	自転車のルール・マナー違反の抽出	▶	危険ポイントと安全な走行方法の確認

通勤・通学者向け講座

20の企業・学校から延べ70名以上が参加し、自転車が守るべきマナーやルールについて議論を交わしました。

指定校向け講座

一番町自転車マナーアップ作戦会議の指定校として、愛媛県立松山商業高校の1年生19名が参加しました。

自動車を運転する方へ ～お願い～

Request 1

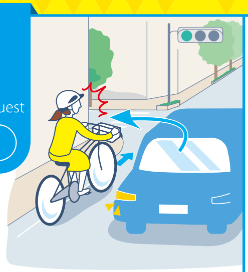

自転車は車両の仲間です。左折をする時は特に注意しましょう。

◎自転車は原則車道の左側を車道信号に従い、走行します。
◎左折の際の巻き込み事故に注意してください。

Request 2

「思いやり1.5m運動」を実践しましょう。

◎自転車の横を走る時は、「安全な間隔（1.5m）」を保って走りましょう。
◎安全な間隔を保つことができないときは、「徐行」しましょう。

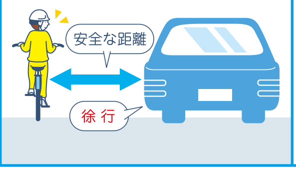

Request 3

違法な駐停車はやめましょう。

◎あなたの違法駐停車が、重大な事故に繋がることがあります。

しっかり見よう！ 道路標識・道路標示

自転車は軽車両に分類されます。道路を走るときは、道路標識や表示に従って安全に走行しましょう！

［歩行者専用］
歩行者以外は通行できません。通行する場合は、自転車から下りて歩いて通行しましょう。

［自転車及び歩行者専用］
自転車と歩行者のみ通行できます。自転車に乗ったまま通行する場合は、歩行者に注意！

［徐行］
徐行とは、すぐに止まることができる速度のこと。周りをよく見てゆっくり走行しましょう。

［一時停止］
停止線（停止線がない場合は標識の手前）で必ず一度止まって、周囲の安全を確認しましょう。

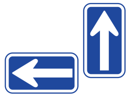

［一方通行］
車両は、矢印が示す方向にしか走行できません。うっかり逆走しないように注意が必要です。

［並列可］
自転車が2台まで並んで走行することができます。この標識のないところでは、原則並列は禁止です。

［自転車横断帯］
自転車横断帯がある場合には、横断歩道ではなく自転車横断帯を通行しなければなりません。

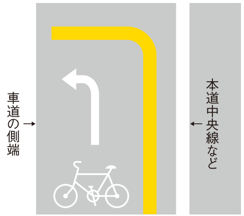

道路に注目！

［路面標示］
道路標識だけでなく、路面標示にも注意して走行しましょう。図は、「自転車の交差点進入禁止」。自転車はこの標示を越えて交差点に進入してはいけません。歩道に入り、安全に気を付けて走行しましょう。

一番町通り 自転車マナーアップ宣言

Ichibancho Street
Bicycle Manner Up Declaration

7 Seven Rule ヶ条

危険を予測し、
自分と他者の安全を考えて、
以下の7ヶ条を守ります。

Seven Rule ①

自転車は車道の左端を一列で走ります。歩道は例外!

◎お互いに認識できる距離が短くなるため、
交差点等で出会い頭の
事故の危険性が高まります。

Seven Rule ②

歩道は、歩行者優先! 歩行者の通行が頻繁な道路では、自転車を押して歩きます。

◎自転車は車道走行が原則ですが、
一番町通りは、「歩道通行可」の標識等により、
例外的に歩道を通行することができます。

Seven Rule ③

歩道を走る時も、道路左側の歩道の車道寄りを徐行します。

◎歩行者が、危険と感じたり、
避けたりすることのないように
走ります。

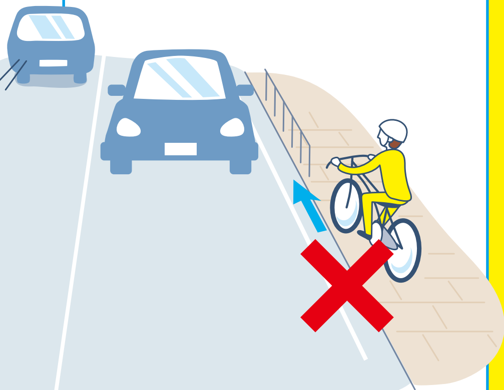

Seven Rule ④

車道と歩道を行ったり来たりして走りません。

◎急な進路変更をすることで、
重大な事故に繋がる
恐れがあります。

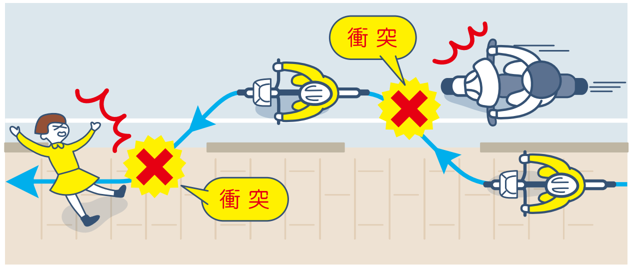

Seven Rule ⑤

車道では車両の信号、歩道では歩道の信号に従います。

◎信号は、一列で待ちましょう。
◎ただし、自転車・歩行者専用信号が
ある場合は、それに従って走行します。

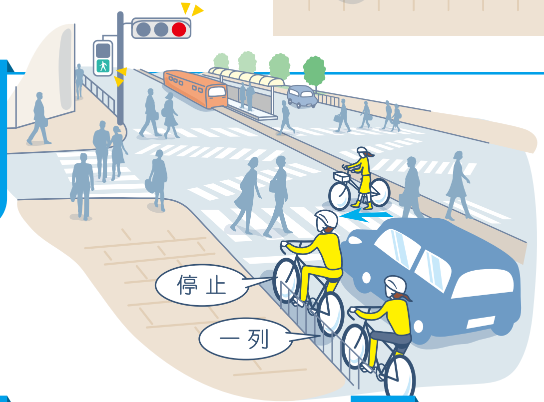

Seven Rule ⑥

ながら運転(スマホ・イヤホン・傘さし等)はしません。

Seven Rule ⑦

バスやタクシーが停まっている時は、周囲を安全確認し、危険を感じたら、止まって待ちます。

【追い抜く際は、以下の事項に注意します】
◎停止している車両から、人が急に降りてくることがあります。
◎停止している車両の死角から歩行者が
飛び出してくることがあります。
◎車道の後方から原付や自動車が
走ってくることがあります。

一番町通り周辺
自転車安全走行マップ

一番町マナーアップ作戦会議において
実際に現地を走り、参加者のみなさんが抽出した
危険ポイントをマッピングしました。